

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率(%)
公 2	地域の活性化及び地域の健全な発展に資する事業の支援	4.2

[1] 事業の概要について(注1)

(1) 趣旨(目的)・まとめた理由

行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化および地域整備に資する活動を支援することにより、地域社会に貢献することを目指す。

(2) 事業

ア．国際連合地域開発センター協力会事務局

国際連合地域開発センターが実施する事業のうち、市民向けのセミナーの開催、情報収集・提供など、中部圏の健全な発展と国際親善に資するための事業に対し、国際連合地域開発センター協力会事務局として支援を行った。

イ．一般社団法人日本計画行政学会中部支部事務局

一般社団法人日本計画行政学会中部支部事務局として、日頃の会員情報の整備、会報誌や案内の発送などの業務のほか、中部支部総会・支部大会の開催をサポートした。また、研究助成審査委員会や研究交流会のサポートを行った。

(3) 財源等

賛助会費、支援事業に係る収入(実費負担相当)、助成金、補助金、受託収入および負担金を財源とする。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	2
------	---	---

(2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項2号、3号、4号、6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	本事業は、行政、NPO法人、学会等による中部広域圏の産業活性化および整備に資する活動を支援することによって地域社会に貢献し、中部広域圏、さらには我が国経済の健全な発展に寄与しようというものであり、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。
19	本事業は、公益な事業やプロジェクトを支援することにより地域社会に貢献することを目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>全事業</p> <p>1. 定款に、中部広域圏、さらには我が国経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表している。</p> <p>2. 不特定多数の者が参加できるよう、ホームページ上で公表している。</p> <p>3. 専門的知識・技能等を問うものではなく、該当せず。</p> <p>4. 日当程度の謝金および交通費実費を支給している。</p>	

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「[参考]公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。